

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）から請求があった休業期間のうち、通院日にかかる請求分については、休業の必要性が認められるとして、不支給とした原処分の一部を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年4月1日、会社内の養魚ハウス内にて作業中、紫外線殺菌灯の点灯確認を、防護眼鏡をせずに行ったため、光が直接目に入った。翌2日、目に激痛が走ったため、A病院を受診し「両電気性眼炎、両角膜びらん、両結膜炎」と診断された。同年5月15日、B病院に転医し、「両眼、電気性眼炎」と診断された。

請求人は、4月24日から6月7日までの期間について、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、療養のための休業とは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

就業中に起きた紫外線のばく露が原因で視力が低下したと考えられるため、監督署長の決定は不当である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

医師の意見書によれば、紫外線殺菌灯を目視していたことにより、電気性眼炎、角膜びらん、結膜炎を発症したことは疑いがなく、療養費の支給を行っているが、請求のあった休業補償給付については、電気性眼炎の治療のために必要と認められる休業期間を、主治医は受傷から4～5日程度としており、視力低下を理由とした請求期間については不支給決定処分としたものである。

4 審査官の判断

(1) 電気性眼炎による休業の必要性について、A病院主治医は、「4月2日より4～5日程度。」と所見し、地方労災医員も「一般的には、A病院主治医が述べているように、発症から4～5日程度である。」と所見している。

(2) 請求人の右眼視力の低下と業務との因果関係については、各医証から判断すると認めることはできない。

(3) 以上から、請求人は右眼視力の低下により4月24日以降、休業が必要であったと主張するが、右眼視力の低下については、業務上の事由によるものとは認められない。

(4) しかしながら、監督署長は6月7日までは、請求人の電気性眼炎の療養の必要性を認めていることから、4月24日から6月7日までの間に、請求人が治療のために通院したA病院の2日間及びB病院の5日間の合計7日間については、療養のため通院し、労働してお

らず賃金を受けていないことから、療養のため労働ができないために賃金を受けていない日に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しないとした旨の処分のうち、4月24日から6月7日までの間の通院日にかかる分を不支給とした処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。